

## 事業者の皆様へ

### 4月1日「久喜市路上喫煙の防止に関する条例」 が施行されました

喫煙マナーを守らずに路上喫煙をすることは、たばこの吸殻の散乱や、たばこの火の接触によるやけどや衣類等の焼け焦げ、煙の迷惑など、さまざまな問題が生じています。この条例は、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、市民の皆様の安全で快適な生活環境を確保するために制定されました。

つきましては、事業者の皆様におかれましても、喫煙マナー及び環境美化意識の向上並びに安全で快適な生活環境の確保のために、ご理解ご協力をお願いいたします。

#### ●条例の概要

- ① 『路上喫煙禁止区域(裏面区域図)』を除く市内全域の路上等では、『携帯灰皿などを使用しない喫煙』、『歩きたばこ』をしないよう努めなければなりません。また、立ち止まり、携帯灰皿などを使用して喫煙する場合でも、喫煙によるやけどの被害、受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。
- ② 条例では、事業者の皆様の責務についても規定されています。(下記参照)
- ③ 『路上喫煙禁止区域』内で喫煙し、市職員や巡視員の指導に従わない場合、2,000円の過料が科されます(指定の喫煙場所を除きます)。  
なお、過料の適用は7月1日からとなります。

#### ●条例(抜粋)

##### (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、従業員その他事業活動を行う者に対し、喫煙マナーの向上を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 たばこの製造及び販売事業を行う者は、路上喫煙の防止のための自主的な取組を推進し、広く喫煙マナーの向上を図るよう努めなければならない。

##### 考え方

###### 第5条第1項

事業所内における分煙の推進や、営業活動中における路上喫煙の防止等の社内教育・啓発等の実施をお願いします。


###### 第5条第2項

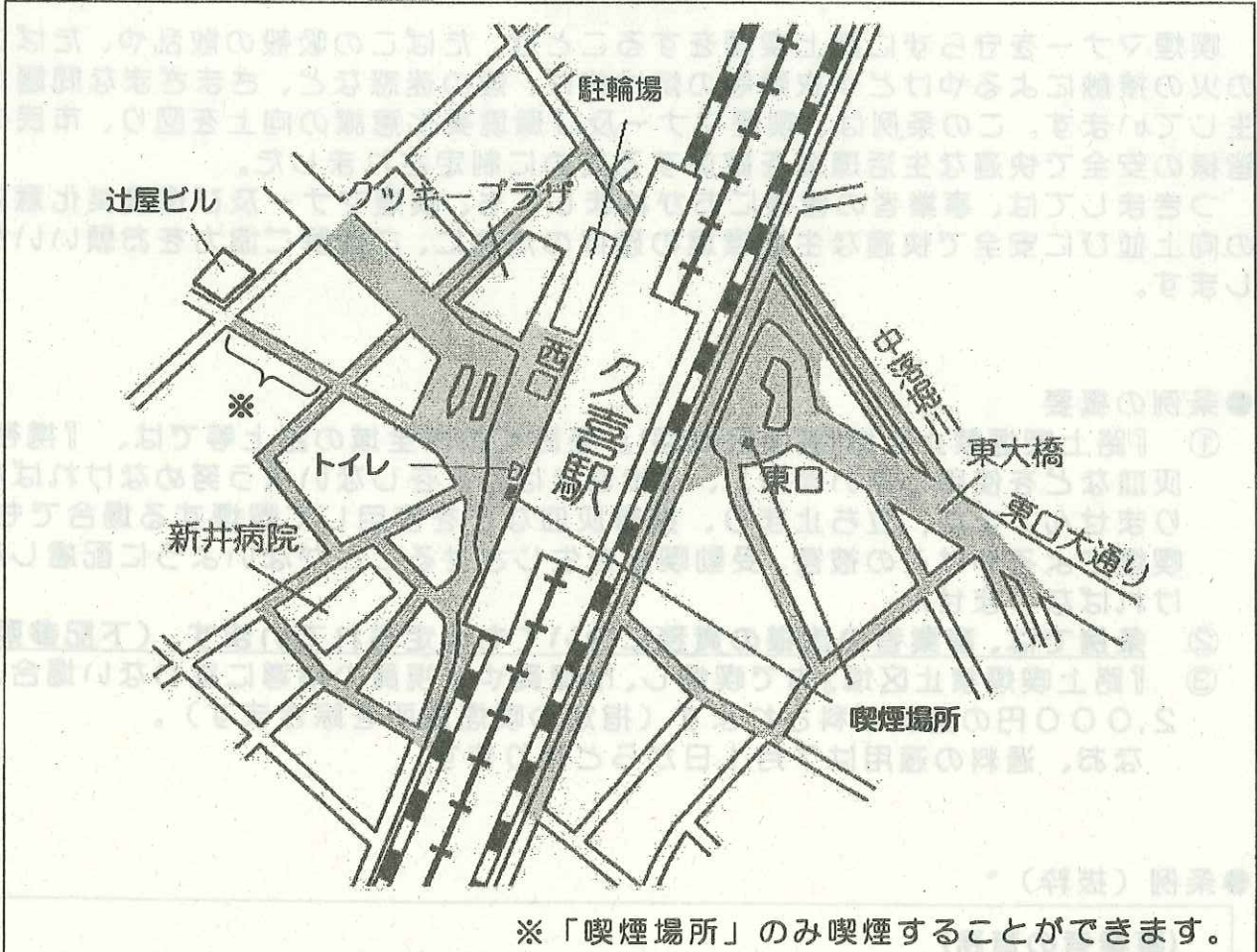
喫煙マナーの街頭啓発活動や清掃活動等の実施をお願いします。

※ 条例の詳細は久喜市ホームページをご覧ください。

● 条例の対象となる『路上等』とは

道路、公園、駅前広場、バスの停留所など、多くの市民が利用する公共的な空間をいいます。基本的には国、県、市および公共交通機関などの公共的な機関が所有、管理する屋外の場所を指します。

● 路上喫煙禁止区域図 (  部分が指定区域 )



**お問合せ先** 久喜市役所 環境課 環境保全係 TEL 22-1111 (内線2825)  
 菖蒲総合支所 環境経済課 環境衛生係 TEL 85-1111 (内線216)  
 栗橋総合支所 環境経済課 環境衛生係 TEL 53-1111 (内線241)  
 鷺宮総合支所 環境経済課 環境衛生係 TEL 58-1111 (内線224)

◎ 空き缶等ポイ捨て防止重点区域が追加指定されました。

路上喫煙禁止区域の指定に伴い、空き缶等ポイ捨て防止重点区域についても見直しを実施し、上記区域図の※印の区域を4月1日から追加指定しました。

今後は、久喜駅前東西口周辺の路上喫煙禁止区域及び空き缶等ポイ捨て防止重点区域として、一体的に巡視を行います。